

警務 甲 達 第 2 8 号

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察職員分限取扱規程の解釈及び運用について

この度、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 3 4 号）の公布に伴い、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 9 年福井県条例第 2 4 号。以下「給与条例」という。）及び福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和 3 2 年福井県人事委員会規則第 1 号）が一部改正され、分限処分の一種である降給に関する基準が定められた。については、福井県警察職員分限取扱規程（平成 7 年福井県警察本部訓令第 2 0 号。以下「規程」という。）に降給の規定を盛り込み、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行することとしたので、下記の事項に留意し、適正な運用に努められたい。

なお、福井県警察職員分限取扱規程の制定について（平成 7 年警務訓第 1 5 号）については、平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

記

第 1 趣旨

分限は、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合には、本人の意に反しても不利益な身分上の変動を伴う処分を行う公務能率維持のための制度であるとともに、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）又は福井県職員等の分限に関する条例（昭和 2 6 年福井県条例第 4 3 号。以下「条例」という。）に定める事由に該当しない限り、職員は、その意に反して降任、免職、休職及び降給による不利益な処分を受けることがないという職員の身分保障の制度でもある。したがって、その処分に当たっては、常に公正でなければならないのであり、申立て、審査、処分決定など一連の取扱手続についても細部的な規程を定めて、その要領を明確にしておく必要があることから、本規程、その解釈等について定めたものである。

第 2 規程の解釈及び運用方針

1 用語の意義（第 2 条関係）

(1) 職員

この規程を適用する職員の範囲を明らかにしたものであり、警視以下の警察官及び警察官以外の職員がこれに該当するが、条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員については、法第 2 9 条の 2 の規定により、この規程の適用から除外される。

(2) 分限処分

法第 2 8 条第 1 項に規定する職員の意に反する降任、免職及び同条第 2 項に規定

する職員の意に反する休職並びに給与条例第4条の2第2項及び第3項に規定する職員の意に反する降給の処分をいう。

なお、降給の種類は、降格及び降号とし、降格は当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することいい、降号は当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

2 分限の申立て

分限の申立ては、分限手続に付する必要があると認めるとき、所属長、本部の警務課長（以下「警務課長」という。）、監察課長又は監察官が行うものであり、分限手続とは、分限処分を行うための一連の手続を意味するものである。

(1) 所属長の申立て（第3条関係）

ア 所属長は、所属の職員について分限手続に付する必要があると認めるときは、分限手続の申立てをしなければならないこととした。この場合の申立ては、警務課長を経由しなければならない。

なお、職員自らが心身の故障による休職を申し立てた場合の休職処分の決定、休職期間の更新及び復職させる場合の取扱いについては、別途定める要領によるものとする。

イ 分限処分申立書は、事実関係のみの記載にとどめたので、別に身上調査書を作成し、処分を加重または軽減すべき事情等はこれに記載することとした。

なお、分限処分申立書に添付すべき必要な証拠を各号に掲げたが、第1号及び第2号の証拠は、分限手続に必要な共通の証拠としているので、必ず作成して添付すること。

ウ 職員を分限手続に付する必要があるかどうかの判断基準は、別表の基準を目安として判断するものとする。ただし、免職とするかどうかの判断は、配置換え、降任その他の措置の可否を考慮するなど、総合的な判断に基づいて行うものとする。

エ その他、必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 警務課長等の申立て（第4条関係）

警務課長、監察課長及び監察官は、分限処分に該当する職員があることを認めたときは、第3条の例により、分限の申立てをしなければならないこととした。この場合において、監察課長及び監察官は、警務課長を経由して申し立てるものとする。

(3) 申立てがあった場合の措置

本部長は、必要があると認めるときは、被申立者の勤務について所要の指示を行い、又は被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品及び貸与品の仮返納を、指揮監督権の一環として、当然に命ずることができる。したがって、所属長は、被申立者についてその必要を認めたときは、積極的に上申しなければならない。この場合における上申は、警務課長を経由するものとする。

なお、この措置は、被申立者の処分決定前であってもその必要がなくなった場合には、当然これを解除するものであるから、前記同様警務課長を経由して上申するものとする。

3 福井県警察職員分限審査委員会の設置（第5条関係）

職員に対する分限処分を慎重かつ公正に行うため、本部長の諮問機関として福井県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとした。委員会の組織及び運営については、福井県警察職員懲戒取扱規程（平成7年福井県警察本部訓令第11号。以下「懲戒規程」という。）に定める福井県警察職員懲戒審査委員会の組織及び運営を準用する。ただし、委員会の庶務は、人事管理に関する事務を所掌する本部の警務課において処理するものとする。

4 審査の要求（第6条関係）

- (1) 本部長は、分限の申立てを受けた場合は必要な調査を行い、速やかに委員会に対して審査を要求することになるが、この場合における調査は、それぞれの事案に応じて警務課長または監察官が担当するものとする。

なお、申立てを受けた事案のうち分限処分を要すると認めるものは、すべて委員会に審査を要求することとなる。

- (2) 法第28条第1項第2号及び第2項第1号の規定に基づく審査の要求の場合は、条例第2条第1項の規定により、本部長は、医師2名を指定して診断を行わせ、その結果を証拠として分限審査要求書に添えなければならない。

なお、分限手続に付すべき旨を申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）は、指定された医師2名の診断を受けなければならないが、仮に、被申立者が医師の診断を拒んだ場合は、本部長は、当然に受診命令を発することができ、正当な理由もなく受診を拒否する場合は、分限処分を行うことができる。

5 委員会の審査（第7条関係）

- (1) 本部長が分限処分の審査を要求したときは、委員長は、被申立者の所在を知ることができない場合を除き、全て所属長を経由してその旨を被申立者に通知することとした。これは、職員が分限手続に付されていることを知らずにいて、突然処分が行われることのないようにとの配慮によるものである。

- (2) 被申立者が口頭審査を要求したときの審査期日を、要求があった日から7日（要求した日の翌日から起算する。）以後の日としたのは、被申立者が第10条の規定に基づき証人の呼出しができる日を、審査期日の3日前までとしたので、その間最小限4日の準備期間を置こうとする趣旨である。

- (3) 持回り審査

第7条第4項の書面審査による場合において、委員長が、次の各号のいずれかに該当し、委員会を開く必要がないと認めたときは、委員会を開催せずに、持回り審査とすることができるものとする。持回り審査ができることとする趣旨は、申立てを受けることとなる事案が、定型的なもの、軽易なもの、事実関係が明白なもの等多岐にわたるため、処分事務の合理化といった観点からも、委員会を開催するか、持回り審査で足りるかについては、個別の具体的な事案ごとの委員長の判断に委ねようとするものである。

なお、持回り審査であっても、あくまで委員会の審査であることから、議決の要件は第7条第6項の規定の例によらなければならない。

ア 休職の事由が消滅したとき。

イ 当該刑事事件が裁判所に係属しなくなったとき。

ウ 休職者から休職の事由が消滅し、復職したいと申出があったとき。

エ 休職期間を更新するとき。

6 口頭審査の手続（第9条関係）

- (1) 第7条第2項の通知を受けた被申立者は、分限審査通知書を受領した旨及び口頭審査を要求するかどうかを、回答書により、所属長を経由して、速やかに委員会の委員長に回答しなければならない。委員長は、この回答によって審査の方法及び期日を決定することになる。
- (2) 被申立者が正当な理由なくて口頭審査期日に出席しないときは、委員会における弁明、証言等を行う権利を放棄したものと認めて、書面審査又は他の証人による口頭審査により決定することができるものとした。

7 証拠及び証人（第10条関係）

証拠の提出及び証人の呼出しについては、正確を期するため、被申立者の要求に係るものについては書面によることとしたが、申し立てた側の証拠の提出及び証人の呼出しに関しては特に規定せず、書面又は口頭のいずれでもよいこととした。

8 分限処分の手続（第12条関係）

- (1) 分限処分書及び処分説明書（以下「分限処分書等」という。）の交付は、処分の必要要件である点をも考慮し、被申立者から受領書を徴することとした。また、分限処分書等は、一度被申立者に交付すれば、たとえその受領書の提出を拒否しても交付したことには変わりないので、被申立者から受領書がとれなかった場合は、送達者がある状況を書面により、所属長を経由して、本部長に報告するものとする。
- (2) 被申立者が所在不明のため、福井県報により分限処分書等の内容を公示する場合、公示した日から2週間を経過したときに分限処分書等の交付があったものとみなすが、この場合の2週間の起算は、公示した日の翌日からとする。

9 分限処分の通報（第13条関係）

他の機関に派遣されている者に分限処分を行った場合は、派遣先の機関の長に対して分限処分書及び処分説明書の写しを送付することとしたが、これは現実に派遣を受けている機関に与える影響を考慮したことによる。この場合における分限処分書等の写しの送付は、所属長を経由して行うものとする。

10 復職の申立て（第14条関係）

復職の申立ては、第3条の規定の例により行うこととしたが、復職を命ずる必要がある具体的な場合としては、次のようなものがある。

- (1) 法第28条第2項第1号に基づく休職について、本部長が定めた休職の期間中に、その事由が消滅したと認められた場合において、本部長が条例第3条第2項により、速やかに復職を命じなければならない場合
- (2) 法第28条第2項第2号に基づく休職について、判決確定などその刑事事件が裁判所に係属しなくなり、条例第3条第3項により休職期間が満了する場合

別表

	適用規定	判断基準	処分の内容
勤務実績不良	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第1項第1号 ・給与条例第4条の2第2項1号イ ・給与条例第4条の2第3項 	人事評価における総合評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合（勤務実績不良の場合に限る）【降号】
適格性の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第1項第3号 ・給与条例第4条の2第2項1号ハ 	職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・下位の職又は職級に分類されている職務であれば良好な職務遂行が期待できると認められる場合【降任、降格】 ・下位の職でも良好な職務遂行が期待できないと認められる場合【免職】
心身の故障	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第1項第2号 ・給与条例第4条の2第2項1号ロ 	心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合	【免職】
	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第2項第1号 	福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）第13条又は福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号）第16条の規定による病気休暇の期間を経過し、なお復職できる程度に回復しない場合	【休職】（最長3年間）

・休職以外の処分を行うに当たっては、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、改善されないときに行うものとする。